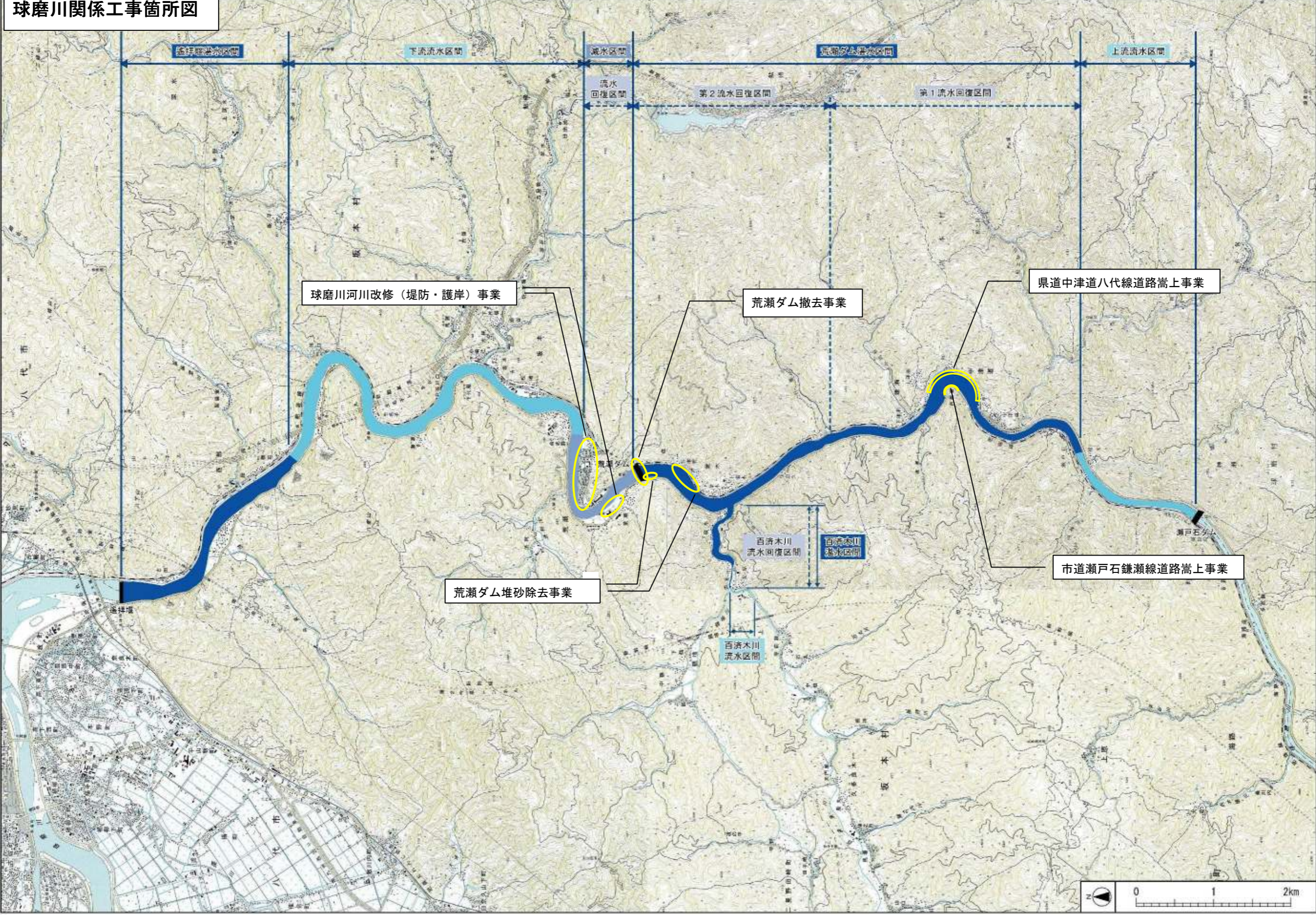


下記のページに掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(坂本、中津道)を背景図として使用したものである。
【掲載ページ】このページ

球磨川関係工事箇所図



生物多様性保全回復モデル地域の指定について

熊本県公告第162号

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）及び生物多様性くまもと戦略に即して、生物多様性保全回復のモデル的な取組を行う地域として、次のとおり生物多様性保全回復モデル地域を指定する。

平成24年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 生物多様性保全回復モデル地域の指定

荒瀬ダムの撤去については、生物多様性基本法及び生物多様性くまもと戦略の趣旨に鑑み、今後の生物多様性の保全回復に資する重要なモデルケースとして捉え、事業によって生じる自然環境や生物多様性の変化を把握し後世へ残す必要がある。

ついで、次の地域を「生物多様性保全回復モデル地域」として定め、荒瀬ダムを撤去し、併せて当地域の生物多様性回復の過程を重点的に把握することとする。

- (1) 球磨川（遙拝堰から瀬戸石ダムまで）
- (2) 百済木川（球磨川合流点から轟堰まで）

2 指定の理由

荒瀬ダム周辺は、植物、鳥類、魚類、藻類など多様な生物が生育・生息し、アユなど両側回遊魚の遡上・降下に重要な区域であり、また、国の「日本の重要湿地500」に選定されている球磨川河口にも近接する区域である。

荒瀬ダム撤去は、国内で初めての本格的コンクリートダムの撤去であり、当該ダム撤去に伴い、瀬・淵が回復するなど生物の生育・生息の環境が大きく変化することが予測される。

このため、今後の生物多様性の保全回復を図るうえで重要なモデルケースとして、当該区域を「生物多様性保全回復モデル地域」に指定し、自然環境の変化や生物多様性の保全回復の状況を把握、検証し、その記録を後世に残すこととする。

3 生物多様性保全回復への取組方針

- (1) 将来的に、地域の願いである荒瀬ダム建設以前の川の姿にできる限り近づき、生態系が回復されるようにすることを取組の基本理念とする。
- (2) 一方で、ダム建設以来50余年の年月により形成された現在の生態系への配慮も必要であることから、保全措置を行いながら、現在の生態系に対し急激な環境変化を与えぬよう十分配慮して取り組む。
- (3) 環境や生態系に与える影響が少ない工法等を採用するとともに、前例が極めて少ない取組であることを踏まえ、河川形状、水質、底質及び動植物の生息状況等を幅広くモニタリングし、学識経験者等による科学的な評価・検証を行いながら、必要に応じて施工方法やモニタリング調査内容を見直すなど順応的に取り組み、生物多様性の保全回復を図る。
- (4) 今後見込まれる同様の生物多様性の保全回復や環境教育等の取組にも資するよう、記録・保存には十分留意し、その結果を広く公表する。

生物多様性保全回復モデル地域の範囲

